

コラム1・2



ライフプランを描いてみる

給与明細書・源泉徴収票の見方

消費と貯蓄・投資

お金を借りる、お金を返す

コラム1 インターネットを活用したパーソナルファイナンス

コラム2 消費者トラブルに遭わないために

公的保険と民間保険・共済商品

公的年金とリタイアメントプランニング

コラム3 金融経済の基本を理解する

ライフイベント表・キャッシュフロー表を作成する

みんなのトーク

ネットBANK、便利過ぎ！お前なしじゃ、生きていけないよ...

50年後、ATMがなかったりして、機械オンチの私、大丈夫か！？

人生 家計管理は、デジタルのほうが続く気がする～

悪質商法なんて、フツ、ひと目でわかるでしょ！

騙される人って、みんなそう言ってるよね、きっと(笑)

Column1

インターネットを活用したパーソナルファイナンス

インターネットバンキングのメリットと注意点

社会人になって働き始めると、学生時代とは異なり、銀行へ行く時間を自由にとることも難しくなります。そのような場合に便利なのが、オンラインでさまざまな手続きを行える「インターネットバンキング」です。口座開設、銀行振り込みや残高照会、金融商品の購入なども、金融機関の窓口へ行かずにできるようになります。

ただし、パスワードを定期的に変更したり、個人情報から推測できるようなパスワードを避けるようにしないと、他人があなたになりすましてインターネットバンキングを利用してしまいかも知れません。また、インターネットバンキングの他にも、金融機関と偽ったメールなども存在するので、個人情報の流出がないように、細心の注意を払う必要があります。

ネットやアプリでラクラク家計管理

インターネットバンキングを利用していると、複数口座の家計管理も簡単に行えます。例えば、銀行の家計管理ツールや市販の家計管理ソフトを活用すると、金融機関ごとの預貯金残高、金融商品の価格、クレジットカードの利用残高など、さまざまな情報を一元管理することができます。また最近では、家計管理の情報を得られるウェブサイトのほか、スマートフォンのアプリケーションでも家計管理ソフトがあるので、チェックしてみましょう。ただし、スマートフォンのアプリケーションは、個人情報を自動的にサーバに送信するシステムとなっている場合もあるので、利用には十分注意してください。

Column2

消費者トラブルに遭わないために

絶対に気をつけたい「悪質商法」

言葉巧みに商品を売り付けたり、詐欺まがいの方法でお金を払わせたりと、世の中にはいろいろな種類の悪質商法が存在します。これらは日々増加しているため、怪しいと思ったら決して近寄らないようにしましょう。

悪質商法に引っかからないための心得7カ条

- うまい話は、まず疑う
- 署名や押印はすくにしなない、押さない
- 断るときはハッキリと
- しつこい相手には110番
- 契約前に家族や公的機関に相談を
- 住所やメールアドレスなど自分の情報をむやみに教えない
- 相手の身分・会社名・住所・電話番号や用件をしっかりと聞く

悪質商法の種類

● ネット通販・ネットオークション詐欺

購入を決定した品物とは別の物が届いたり、費用を払っても品物が届かないなど。また、自分が出品した場合には、お金が支払われずに品物だけだまし取られることもあります。

● ワンクリック詐欺

インターネットを利用中にウェブサイトでの年齢認証等クリックを求められ、一方的に会員登録されて、高額な会費を請求されることもあります。

● 架空請求

身に覚えのない請求書がメールやはがきで届き、支払い督促の上、お金をだまし取られます。

● フィッシング詐欺

金融機関等を装った第三者により、偽のウェブサイトに誘導され、本人確認の際などにクレジットカードのIDやパスワード情報等を盗まれます。

● クレジットカードの現金化

クレジットカードのショッピング枠を現金化できるとたまされ、実際にはまったくまたは一部しか現金化されず、後々クレジットカードの支払いだけが残ります。

● 未公開株詐欺

「上場間近」「確実に値上がり」などと言って、上場後の高値売却を持ちかけながら、上場していない株式を購入させて資金をだまし取る詐欺。さまざまな関係者が登場し、本当であるかのように演出するなど、手の込んだものが増えています。

● 情報商材詐欺

一見、魅力的なノウハウを購入させようとする、通信販売の詐欺。高額な代金を払っても、役に立たない情報ばかりが送られてきます。

● テート商法

出会い系サイトやメールを使って、恋愛感情を抱かせながら商品などを購入させる手口です。

覚えておきたい「クーリングオフ」

冷静に検討できる期間を消費者に与えるための制度です。特定商取引法に該当する販売方法の契約について、一定期間内に限り、書面での通知で申し込みや契約の解除・撤回ができます。訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールスなど)、電話勧誘販売、特定継続的役務(エステティックサロン・語学教室など)は8日以内、マルチ商法、業務提供誘引販売(内職商法・モニター商法など)は20日以内に書面で申し出るだけでよく、解約や撤回の理由は問われません。通信販売など一部対象外の取引もあります。

困ったときは、相談窓口へ

もし悪質商法に遭遇してしまった場合は、決して一人で悩まないようにしましょう。全国の消費生活センターや消費者ホットラインでは専門の相談員が対応してくれます。また、警察でも相談を受け付けています。

全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

消費者ホットライン

電話番号188(いやや) (P38に詳細を記載)